

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 越 智 忍 様
今 治 市 教 育 委 員 会 教 育 長 小 澤 和 樹 様

今 治 市 監 査 委 員 木 原 盛 展
同 永 井 隆 文

監査結果の報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和6年度の財政的援助団体等監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

- 1 監査の種類 財政的援助団体等監査

- 2 監査の対象 株式会社 I J C (出資団体)
〔総合政策部 企画政策局 未来デジタル課主管〕

公益社団法人 今治地方観光協会 (補助金)
〔総合政策部 交流振興局 観光課主管〕

特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ (指定管理者)
〔総合政策部 交流振興局 スポーツ振興課主管〕

今治市民のまつり振興会 (補助金)
〔産業部 産業政策局 産業振興課主管〕

TRC今治図書館サポート (指定管理者)
〔教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課主管〕

3 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
令和6年11月6日～令和7年2月19日	木原 盛展・渡部 豊
令和7年2月20日～令和7年2月27日	木原 盛展
令和7年2月28日～令和7年4月7日	木原 盛展・永井 隆文

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和5年度における財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果 次頁のとおり

株式会社 IJC（出資団体）

1 主管部課

総合政策部 企画政策局 未来デジタル課

2 出資の金額

13,818,000 円

3 出資の目的

昭和 49 年に今治市及び越智郡各町村の行政サービスや今治圏域の地場産業の事務の電算化を目的として出資。次の事業を営むことを設立目的とする。

- (1) 情報システムの設計、開発、保守及び運営管理
- (2) コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- (3) 情報処理サービス及び情報通信サービス
- (4) 情報処理機器、情報通信機器及び事務用機器の販売、賃貸、リース及び保守
- (5) 前号に掲げた機器の設置接続に伴う電気通信工事
- (6) 指定管理者として指定を受けて行う事業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

4 監査結果

出納その他の事務の執行について、関係証書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

公益社団法人 今治地方観光協会（補助金）

1 主管部課

総合政策部 交流振興局 観光課

2 補助金の名称

今治市観光振興事業費補助金

3 補助金の金額

36,000,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市観光振興事業費補助金交付要綱

5 補助の目的

観光振興事業によって、地域資源の要である瀬戸内海国立公園、瀬戸内しまなみ海道等の特徴的で美しい多彩な自然・景観を体験する観光・交流のまちづくりに資することを目的とする。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘)

- 1 今治市観光振興事業費補助金について、実績報告書の受理後に事業者への補助金交付額確定通知がなされていないので、今治市補助金交付規則に従って適正に事務処理されたい。(主管部局課)

特定非営利活動法人しまなみスポーツクラブ
(今治市体育施設・朝倉ふれあい交流センター 指定管理者)

1 主管部課

総合政策部 交流振興局 スポーツ振興課

2 指定管理料

185,900,000円／年

3 施設概要

名 称	体育施設	今治市朝倉ふれあい交流センター
所 在 地	別紙のとおり	今治市朝倉下乙104番地2
目 的	市民の健康の増進とスポーツによる明朗、健全な精神を育成することを目的とする。	休憩、合宿、研修、人づくり及び人間形成の場として、また、生涯教育の拠点として地域活性化と活力ある地域づくりを行うことを目的とする。
施設形態	単独、複合（学校）など	単独
施設規模	別紙のとおり	土地 敷地面積 2130.66㎡ 建物 木造瓦葺 2階建 延床面積 732.54㎡

4 業務内容

体育施設

- (1) 使用、特別設備等及び物品販売の許可及びその取消し等に関する業務
- (2) 休館日及び使用時間の臨時変更に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

今治市朝倉ふれあい交流センター

- (1) 使用の許可及びその取消し等に関する業務
- (2) 休館日、開館時間及び使用時間の臨時変更に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

5 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘)

- 1 指定管理者が管理する公の施設を、指定管理者が自主事業で使用する場合に、必要な許可（物品販売許可）を得ていない事例が見受けられた。今後は必要な許可を取得されたい。（団体）
- 2 指定管理業務で取得した備品（長期の管理に適する取得金額1万円以上の物品）について、備品台帳に記載がない（取得日等が更新されていない）ものが見受けられたので、適正に整備されたい。（団体）
- 3 指定管理業務に係る支出であるにも関わらず、事業収支一覧に記載されていないものが見受けられたので、今後は、適正に記載されたい。（団体）
- 4 指定管理業務に係る支出であるにも関わらず、事業収支一覧に記載されていないものが見受けられたので、指定管理者に対し、業務の改善を指示されたい。（主管部局課）

(意見)

- 1 指定管理者の業務に係る会計については、仕様書において、他の会計と区分して経理することが定められているものの、会計が区分されていなかったため、適正に事務処理されたい。
なお、仕様書と異なる取扱いをする場合は、指定管理者の選定替えの都度、両方で合意の上、書面にて記録を残されたい。（団体）
- 2 指定管理者の業務に係る会計については、仕様書において、他の会計と区分して経理することが定められているものの、会計が区分されていなかったため、適正に事務処理されたい。
なお、仕様書と異なる取扱いをする場合は、指定管理者の選定替えの都度、両方で合意の上、書面にて記録を残されたい。（主管部局課）

今治市民のまつり振興会（補助金）

1 主管部課

産業部 産業政策局 産業振興課

2 補助金の名称

今治市市民協働型イベント事業費補助金

3 補助金の金額

25,000,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市市民協働型イベント事業費補助金交付要綱

5 補助の目的

地域振興のために地域住民が自由な発想のもと自らが事業の企画立案及び資金調達等を行って実施する市民協働型イベント事業に対し、補助金を交付することにより、個性を生かして自立する地域社会づくりに資することを目的とする。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

（指摘）

- 1 立て替え払いで購入した備品、飲物代の内訳がわかる書類がなかった。領収書と共に明細書等を保管されたい。（団体）

（意見）

- 1 関係者へ提供した缶ビールとお酒の購入費や食事会の費用について、補助金対象経費にしていなかったことが書類上確認できなかったため、補助対象となる経費及び補助対象外となる経費を定め、補助金交付団体へその旨指導されたい。（主管部局課）

TRC今治図書館サポート（今治市立図書館 指定管理者）

1 主管部課

教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課

2 指定管理料

213,400,000円／年

3 施設概要

名 称	今治市立 中央図書館	今治市立 波方図書館	今治市立 大西図書館	今治市立 大三島図書館
所 在 地	今治市常盤町5丁目203番地2	今治市波方町樋口甲72番地1	今治市大西町宮脇甲506番地の1	今治市大三島町宮浦5713番地
目 的	資料等の提供を通じて市民の知る権利を保障し、また生涯学習等の学習要求を支援することにより、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。			
施設形態	単独	単独	複合（公民館）	複合（公民館）
施設規模	鉄筋コンクリート造 地上3階地下2階 7,041.70㎡（※）	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階 1,681.5㎡（※）	鉄筋コンクリート造 地上3階の1階 456.31㎡（※）	鉄筋コンクリート造 地上3階 932.67㎡（※）
（参考） 現施設の 開館日	平成8年3月2日	平成9年11月8日	平成22年2月2日	平成14年4月1日

※面積は図書館部分の延べ床面積である。

4 業務内容

- （1）図書館奉仕（収集及び廃棄する図書館資料の決定を除く。）に関する業務
- （2）図書館利用の制限に関する業務
- （3）図書館施設の利用の承認及び取消し等に関する業務
- （4）駐車場の使用の許可に関する業務
- （5）図書館の休館日及び開館時間並びに駐車場の供用時間の臨時変更に関する業務
- （6）図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （7）その他教育委員会が必要があると認める業務

5 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘)

- 1 包括協定書において、1件50万円未満の修繕については指定管理者の責任及び費用において実施することとなっており、市が修繕を実施する場合は書面での協議が必要となっているが、書面での協議がされていなかったため、今後は適正に事務処理されたい。(主管部局課)

(意見)

- 1 各設備の点検結果報告書に記載された不良箇所や交換の必要性があるものについて、設備の状況を確認し、所管課とも情報共有をしているが、口頭での対応のみであったため、今後の対応については記録を残すようにされたい。(団体)